

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第13号）

招集年月日 平成24年3月28日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時13分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員

15番 勢旗毅

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | | |
|-------|-------------------|---|------------|
| 日程第 1 | | 議員発議第1号「宮津市与謝消防組合規約の一部変更の協議について」撤回の件 | (説明～表決) |
| 日程第 2 | 発委第 1号 | 与謝野町議会基本条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 請願第 6号
(平成23年) | T P Pへの参加反対の意見書を求める請願 | (委員長報告～表決) |
| 日程第 4 | 意見書案第2号 | 環太平洋パートナーシップ (T P P) 協定交渉への拙速な参加表明に抗議し、国民への十分な説明を求める意見書 (案) | (提案～表決) |
| 日程第 5 | 諸般の報告 | | |
| 日程第 6 | 閉会中の継続審査 (調査) 申出書 | | |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) おはようございます。

また、きのうに引き続きお世話になります。本日は残りの議題も少ないので適当な時間になったら終わらせていただけるやないかというふうに思っておりますが、一日、よろしく願いいたします。

なお、本日、本会議終了後、過日、承認をいたしました自治功労者の方の表彰を行いますので、全員の方、参加していただいて、お祝いをしていただいたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は17人であります。勢旗議員から欠席の届が参っております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 議員発議第1号「宮津与謝消防組合同約の一部変更の協議について」撤回の件を議題とします。

撤回理由の説明を提出者より求めます。

17番、谷口議員。

17番(谷口忠弘) 皆さん、おはようございます。

それでは、昨日、議員各位に議員発議というようなことで、宮津与謝消防組合の規約の一部変更の協議についてということで提案をさせていただきました。その後、この議案に対しまして手続上に問題が生じたため今般、きょう、議案の撤回をさせていただくものでございます。

それでは、理由を述べさせていただきます。地方自治法第112条及び第209条の規定により地方公共団体の長が提案するものとされており、議員の提出権を有しないと解されるためでございます。

大変皆さん方には混乱をさせましたけども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

議長(井田義之) ただいま撤回理由の説明をしていただきました。

これに対する質疑がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

谷口議員、自席にお戻りください。

お諮りいたします。議員発議第1号「宮津与謝消防組合同約の一部変更の協議について」撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、日程第1 議員発議第1号「宮津与謝消防組合同約の一部変更の協議について」撤回の件を許可することに決定しました。

日程第2 発委第1号 与謝野町議会基本条例の制定についてを議題とします。

本案については、昨日、提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
今田議員、こちらにお願いいたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認めます。
今田議員、自席にお帰りください。
これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、発委第1号を採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。
よって、発委第1号 与謝野町議会基本条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 請願第6号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願を議題とします。

本案については、産業建設常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。本案について、委員長の報告を求めます。

議長(井田義之) 8番、浪江議員。

産業建設常任委員長(浪江郁雄) 皆さん、おはようございます。

それでは、請願審査報告を行いたいと思います。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号6、付託年月日 平成23年12月1日、件名 TPPへの参加反対の意見書を求める請願、審査の結果 採択とすべきものと決しました。

次に請願の審査の状況について報告をいたします。平成23年12月13日及び12月6日、資料や各議員が知り得た情報をもとに審議を行いました。年がかわりまして1月19日、TPP参加に伴う当町への影響について保健課長、農林課長、建設課長、商工観光課長より説明を受け審議を行いました。また、1月26日には、請願者の代理人であります西川氏及び紹介議員に出席していただき、補足説明等を伺い審議を行いました。西川氏と紹介議員の補足説明を幾つか申し上げますと、まず、与謝野町の農業は米づくりがほとんどであること。また、参加によって米に対する影響が非常に大きいこと。そして、当町の農業の現状を述べられ、10年後、20年後を考えますと非常に憂いていると。特に農業の廃業がふえれば農地の荒廃、また、集落の崩壊など、そのほかには農薬に対する規制緩和などの安心・安全に関することなどがありました。また、紹介議員より関税率や食料自給率についてなど、細かい数字を示していただきながら説明を伺いました。それらを受けまして、2月20日と、そして3月8日に審議を行い、討論をし採決をお行いました。

主な委員の意見としましては、TPP交渉参加に当たっての協議内容及び我が国の利益、不利

な点などの情報が国民に明らかにされていない。また、日本の国益を損なうことのないように、交渉は慎重にすべきである。また、地元農業者の危機感、思いを十分にくむべきである。また、参加に対し慎重に対応する旨の意見書としてはどうか。最後に、既に協議に入っている段階でもあり、方針の撤回、協議の中止については、困難ではないかと思われる。

このような、それぞれの委員さんから意見が出されました。採決の結果、不採択が1名の賛成多数で採択とすべきものと決定しましたことを報告いたします。

ぜひ、多くの議員の皆様の賛同をいただきまして、この請願の採択をしていただきますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

議 長（井田義之） ただいま、浪江委員長から審査の経過の報告がなされました。

これに対して質疑ありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、TPPへの参加反対の意見書を求める請願について、お尋ねいたします。

委員の主な意見、委員会でのですね、既に協議に入っている段階であり、方針の撤回、協議の中止については困難ではないかと思われるという意見が出ております。農業新聞等によりますと、もう時期が、多分、請願の内容は、その交渉の席から帰ってこいという趣旨だったと思うんですけども、これを通り越しまして事務レベルにおきまして、日本が交渉の相手にされていない国もあるというふうには報道されております。この点につきまして、もう少し詳しく委員長のほうから報告をお願いいたします。

議 長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） ただいま、委員の主な意見の中からの質問でございますが、ここの文言が非常に、この委員会の中でもポイントといいますか、議論の中心にあつたのではないかというふうに思っております。しかしながら、こういう現在の段階が非常に、中止とするのは難しいという意見もあつたんですけども、まず、一番最初に申し上げたいのは、今回、この請願を審査するに当たりまして、非常に情報が少ないといいますか、今の現状でさえどういうことなのかというのが、非常にわかりにくいと、我々も報道、あるいはネット等で知り得た情報ぐらいしか入手するものがない状況の中ですね、例えば、方針の撤回、協議の中止に当たっても本当に、これができるのかどうなのか、例えば、政府のほうでも交渉に入る前の協議だというふうにとらえる方もありますけども、交渉を前提とした協議、いろいろと意見が分かれるところでございます、そういうことがあるわけですけども、今回は請願者の思いといいますか、これを特にくんで採択に至ったということでございます。

例えば、この文言も非常に強烈といいますか、ちょっときつい文言ではあるわけですけども、そのあたりは、こういう文言にこだわるのではなくて、やはり請願者の思いといいますか、このあたりを我々議員はくむべきではないかというところで、こういう結論に至ったのではないかと考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、委員長のほうからありましたように地元農業者の危機感、思いを十分にくむべきである、一方、平成24年度の政府の農業農村整備対策予算政府案を読みますと、これはT

PP対策とはうたってませんけれども、TPP参加を視野に入れて対策が打たれているというふうに思います。ここはやはり農業の構造改革という重要な時期でございますので、こういった政府案に積極的に当町の農業者も取り組むべきだというふうに私は思いますけれども、こうした意見は出なかったでしょうか。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） ただいまの質問でございますけれども、これは請願者及び紹介議員に参加していただいて、質疑を行った際に、こういった意見、委員から出ました。例えば、もしTPP参加が国益にとってよいということがあれば、参加をする条件で、その上で、じゃあ農業を守っていくにはどうしたらいいのですかという、こういった質問が委員から出ました。その中で、請願者の代理人でありますけれども、西川氏からは、それ以前に今の現状が非常に厳しいと、今、いろいろと政策、打たれておりますけれども、これとて、このまま続くかどうか非常に不安があると、こういったお話でございまして、それから、その件に関しては、特に紹介議員のほうからも意見等もございませんでしたし、こういう認識で委員のほうはいるというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 多くの報道がなされている中で、私なりに、そのTPPの報道からまとめたものを読ませていただきますけど、一般論になるかもわかりません。国境を越えて自由に貿易、投資ができる枠組みをアジア太平洋で実現することが最適である。環太平洋経済連携協定交渉戦略は日本にとって大変重要なことであると、こういうことが言えると思うんです。こうした点と今回の請願は相反する、対立する意見になっております。ぜひとも、こうした大きな問題としてとらえて、議論がなされたのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） ただいま、大きな問題ととらえたかという質問でございますけれども、これはもうおっしゃるとおりでございまして、農業だけの問題ではございません。いろんな分野に幅広くわたります。そういったことから、審査の報告をしましたときに、例えば、与謝野町でこういった影響が出るのか、農業以外に、こういうことを勉強するために各担当課長にお越しいただいて説明等を受けました。それから、先ほど冒頭に自由貿易の件もございました。これも多くの委員から、やはり日本という国の、これからを考えますと貿易、非常に重要であろうと、特に資源のない、この日本でございますから、こういったあたりは今後、重要であるという意見もございました。しかし、一方で、報道等ございますように、自由貿易が、じゃあすべていいのかという、このあたりも非常に弊害等も今、現状、起こっておりますし、報道等もございます。こういったあたりを委員の皆様、皆、加味いたしまして、こういう結果になったというふうに思っております。

もう1点、広い見地でといたしますか、そういったご質問がございましたけれども、これなかなか、我々、地方議員の委員会で、この問題、いろんな分野にわたる問題を、また、情報が少ない、その情報も、確かな情報なのかどうなのか、政府でも言っていることがばらばらでございまして、数字もまちまちです。こういった中で非常に判断するのは限界があるんだろうと、物理的に、こういったことも委員会の中で出ております。以上でございます。

4 番 (杉上忠義) 質疑を以上といたします。ありがとうございました。

議長 (井田義之) 7 番、伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) それでは、ちょっとお聞かせ願いたいと思っています。大変大きな問題なので、たくさん聞きたいことがあるんですが、絞って大きく分けて三つか四つについてお伺いしておきたいと思っています。大変難しい問題を委員会で協議をしていただいて、本当にご苦労さんでしたと言わざるを得ないと思っています。一つは私どもの町にとっては非常に大きな問題の、私が請願説明のときに提出した段階で、ちょっと抽象的な表現で、訴訟問題を私、言ったと思うんですね。それが大きな問題になっていると、世界でもということを行いました、これはいわゆる I S D 条項なんです。これは後ほど野村議員のほうからやってもらいたいと思っています。私はほかの件でちょっとお聞きしたいんですが、一つは関税撤廃の問題で、まず、お伺いしたいんですけども、一番、農家の方にとっては米の問題が非常に気になる場所ですね。そこで例外扱いができるように政府は答弁してきたわけですね。してきたんですね、当初。それが、私はずっと崩れてきておって、この間のいろんな情報を見ると、制約された情報なんです、もうなにかば、それはもうできないということのように、流れになっていると思っています。この点での協議はどうだったのか、お伺いしたい。

議長 (井田義之) 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 (浪江郁雄) ただいま関税の件でご質問があったというふうに思います。この件は委員会で特に、この関税について突っ込んだという議論はなかったわけですけども、やっぱり今、おっしゃいましたように、最初は、これは例外であるというふうに国会でも答弁しておりましたけれども、ここ最近の国会答弁等を見ておきますと、そうでもないというような発言があったというふうに記憶しておまして、委員の皆様も、冒頭申しましたように情報源というのが、恐らくネット及び報道等で逐一、情報は収集しているというふうに申し合わせておきますので、委員の皆さんも、このあたりは認識はあるんじゃないかというふうに思っております。

議長 (井田義之) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) 今、委員長から答弁あったように制約、いわゆる、その分は別扱いするというようなことができずに、全品目だということを、既に質疑の中で、国会の中での質疑の中で答弁が出てきているので、それが、そういう流れになるだろうというふうに思っています。

それから、それと関連で、特に一番、農業問題で、いわゆる食料の問題でいうとね、B S E とか、いろいろな問題が起きましたよね、アメリカから輸入したものが、大変、基準が日本と違って、この問題での担保がちゃんとできるのかという論議はされたのでしょうか、安全対策の問題で。

議長 (井田義之) 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 (浪江郁雄) ただいま食の安全のあたりからの質問だろうというふうに思っておりますけれども、この件に関しましては委員会の中でも多くの議員から出ました。それから、もう 1 点、請願者の代理人が見えられたときにも、こういった農薬問題からですけども、そういう安全問題が心配だと、なおかつ、今まで一生懸命、そういった安全な食品をつくるために努力してきたことが、規制がなくなることによって、すべて崩れてしまうんじゃないかというような請願者の代理人のご意見もあったというふうに思っております。以上です。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、委員長が答弁されたように、そういう規制がどんどん崩れているというか、論拠が非常にあいまいになっているというか、答弁苦悩な状況も生まれてきておりますので、この問題は、いわゆる組みかえ遺伝子問題から含めて、いわゆる国内産の商品が、仮に輸入した場合に、この条件のもとでは、そういう表示義務が全部撤廃されるということなんです。これが怖いんですよね。これはどういうもんなんだということがわからないんですから。ですから、このいわゆる安全基準問題は、非常に改めて大きな問題だというふうに思います。

二つ目の質問は、特に知的財産権にかかわる問題が、これも大きな問題になっています。簡単に言うと、この問題で、どういうことが起きているかという、飛躍的に言うと、いわゆる医薬品なんかの情報開示の問題で、開発メーカーが、大手なんですけれども、これを例えば知的財産権の保護期間というのが延長されるというわけですね。これはむしろかなり長くすることによって、どういうことが起こるかという、ジェネリックという今、非常に注目された医薬品が、実際は入手どころか確保できない、市場に流れないような制約が起きるのではないかと、こういうことが言われています。この点は、協議があったんでしょうかね、詳しくは別にして。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） ただいまの質問でございますけれども、この件に関しましては、保険関係のほうで、いわゆる混合診療といいますか、このあたりの資料の中で、こういった薬の特許が長引いて、今、そういう安いジェネリックの薬が使えなくなるというような資料があったというふうに思っております。なおかつ、先ほど言いました混合診療といいますか、自由診療のあたりで、こういった議論も少し出ていたというふうに記憶しております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。最後にですが、いわゆる情報がなかなかわからないという問題です。基本的に政府自身が冒頭、初めから新聞あたりでも言われていましたけれども、世論調査でも出てましたが、ほとんどの国民が、あれはこういうものなんだと、わからないということがあったわけですね。これに対して政府は、国会でも問題になりまして、このことを一向に、そこを踏み込んで、いろんなデータを明らかにするという態度をとっていません。求められた分を出しましょうみたいな話で、ここが非常に大きな問題だと思うんですね。私は、この間、先ほども出てましたが、事務協議をね、協議に参加して事務協議レベルの会議が進められています。しかし、この中での協議も、中には協議が一部は公開されていますが、全面公開ということになっていない。しかも、中にはニュージーランドでしたか、国は、そのことについて非常にしっかりと秘密保持をしないと困りますということなんです。だから、この協議自身が秘密だらけの協議になっているというふうに思うんですよ。こちらあたりの論議はどうなったか、お伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） その件に関しましては、先ほど杉上議員の質問でも答えましたように、非常に情報がわかりにくい、なおかつ、その情報も正しいかどうかわからない。国会答弁等を見ておまして、今、協議中なので申し上げられないですとか、また、交渉に入ってから詳細なことが言えるでありますとか、非常にあいまいで数字が出てこない。なおかつ、先ほど冒頭申され

ましたように、このTPPという問題、別にそんな新しい問題ではございません。しかしながら、突然、元菅総理が言われまして、国民といいますか、多くの町民の方々も突然出てきたような、今、言われましたような認識があるのではないかと考えております。こういったことで、我々も本当に第1回目の委員会では、まず、我々がよく理解していない、審査するに当たってということ、それから、各担当課長にお越しいただいて説明を受けたわけですが、これをするに当たりまして、わからない中で、まず聞くことがわからないということがございましたので、呼ぶまでに二日間とりまして、じっくりまず、我々で、我々の知り得るネット及び報道から情報を仕入れて、議員間でいろいろと問題点を浮き彫りにして、その上で担当課長にお越しいただいて討議をしたという、こういった状況でございます。それらを含めまして、非常に多くの委員会を開催いたしまして協議したという、このあたりがそういう情報がない。今でもなかなか出ない、非常にそういうことは委員、皆さんが認識しているというふうに考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁で概要ありましたが、TPPそのものが急浮上してきた、以前にもあったというお話がありましたけれども、急浮上して本格的に、もう前のめりと言われてますけども、もう後なんか見ずに進んでいる感じがしますよね。ここはなぜかという、アメリカとの協議が出發なんですね。いろんな制度、今、ちょっと一部読みましたけども、この制度自身がアメリカの、いわゆる経済ルールみたいなのが、アメリカ型の経済ルールなんですね。これがベースになっているんです。ですから、今後、いろいろと出てくるとは思いますけれども、ここが非常に危険な、いわゆる今までの日本のルールというか、培ってきたルール自身が壊されて、そういう新自由主義というか、ああいう形のルールが持ち込まれる、ここは非常に危険な状況があるのではないかとこのように思っています。以上で、質問を終わりたいと思っています。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 委員長にお聞きをします。委員長が先ほど答弁されたように、内容が本当に知らされていないと、その中の一つにISD条項、私も、この問題が出てから初めて知ったぐらいのことなんですけれども、この問題があるというふうに思うんですが、この内容は簡単に言えば、どういう内容で、委員会の中では、どのような議論がされたのか、まず、お聞きします。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） ただいまの質問でございますけども、ちょっと今、資料を探したら、あるんですけども、この細かい内容については時間がいただけたらなんですけども、いわゆる具体的にいいますと、よその国が日本でいろいろな企業活動をする場合に、日本といいますか、日本の法律及び、こういう規制によって被害をこうむると、その国を訴えることができると。ざっくり言いまして、こういう感じだというふうに理解しております。この問題は委員会でもたびたび持ち上がりました。例えば、認識としましては、韓国の例をとりまして、今、FTAでも、こういうのがついているわけですけども、韓国の例をとりまして、韓国が毒素条約だと言っているというような意見ございました。

それから、この件につきましては、建設課長がお越しいただいたときの資料で、いわゆる自治体の入札に関して、少しこの件が議論があったというふうに記憶しております。というのは、今、

当町では、いろんな入札の資格とかでも点数といいますか、そういうのをつけて地域貢献度とか、そういう当たりもつけているわけですが、例えば、こういったことが他の企業からすれば障害になっていると、訴えられる可能性があるんじゃないかというような議論があったというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう特定の、与謝野町であれば与謝野町にとって大事なことで規制をしたり、保護したりというふうなことをしている問題が訴えられると、可能性があるということですよ。この間、全員が賛成して中小企業振興基本条例をつくりました。その以前から総合計画でも地域内の循環型経済を進めるとか、地産地消を進めるとか、そして、中小企業の振興条例では、町内の企業の仕事をふやしていくといいますか、そういう内容も盛り込んでありますよね。今、言われたように入札での、地元の業者を優先してということを議会からも求めて、行政もきばって努力をされている。それら、ほかにもいろんな問題があるわけですが、安全のためにつくっている問題等々、例えば、学校給食に地元産米を使うとか、これらがすべて告訴の対象になってくるということではよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） 具体的なことにつきましては、委員会の中では、先ほど申しました入札の件ですか、ここの入札の件にしましても、その公共事業の発注の上限額が変わってくるという当たりから、今の、この条項の件も出たというふうに記憶しておりまして、じゃあこのことはどうなんだ、このことはどうなんだという、細かいことまでは委員会の中では出ていなかったというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう問題が、我々に明かされていないと、与謝野町にとって、町民にとってどうなのかということが全くわからない状況ということで、そのこと自身が非常に大きな問題だというふうにも、私も思っています。

この紛争で告発されるということは、90年以降激増してまして、例えば、その中にはカナダが神経性物質の燃料への使用、この問題が危険ということで禁止をしていたら、アメリカの燃料をつくる企業が訴えて巨額の賠償金を払って、規制の、この条例を規制している、このことを撤廃をせざるを得なくなったとか、それから、同じカナダで環境上、問題がある廃棄物をアメリカに輸出することを禁止したら、それを使うアメリカの企業が、廃棄物業者が訴えて823万ドル、10億円ぐらいの賠償を払ったとか。あるいはメキシコでの地方自治体がアメリカ企業の有害物質の埋立計画の危険性を考えて許可を取り消したら、その企業が訴えて約15億円賠償金、払ったとか、そういうことがいろいろと、事実かどうかまでは確かめてませんが、いろいろと問題になっていますね。そういう点で考えれば、先ほど言いましたようなことが本当に大丈夫なのかどうか、与謝野町にとって、本当にそういうことがわかるころまで、やっぱり議論をしていただく必要があるというふうに思うんですね。これが対象にならないということなら問題ないんですけども、政府は、このISD条項を主なルールの中に入れていたというふうに言われています。要は日本の企業が輸出するときに、相手を訴えるときに、これが必要だということで、交渉の大事なルールの中に、このISD条項が入っているというふうに言われておるんですけども、

その認識でよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） 交渉の分野に入っているというふうに認識しております。いいますのは、いろいろと委員会で配りました資料の中にも入っておりますので、これはもう当然そうだろうというふうに思っております。

それから、委員会の中で特に資料等も配付をしております、その資料の中に、ちょっとうろ覚えなんですけども、こういった条約について書かれておったというふうに記憶しております。いいますのはアメリカの例をとられましたけれども、アメリカが他の国を訴えた場合、すべてがすべて勝つわけではございません。半分ぐらいだったかなというふうに思いますけども、逆に先ほど言われました推進派の方々は日本も、そういった不利をこうむったら、アメリカを訴えることができるというのは、一つ意見があろうかと思えますけども、この辺は資料等を見ますと、アメリカは負けたことがないというようなことも資料に書いてありまして、このあたりは委員の皆様も資料を読んでいただいておりますので認識されているというふうに思っております。

1 番（野村生八） はい、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

浪江委員長、自席にとりあえず。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対の討論をお受けいたします。

賛成討論はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は日本共産党議員団を代表して T P P への参加反対の意見書を求める請願に対する賛成討論を行います。

野田首相は T P P について国民への情報公開もせず、しかも農業問題だけでなく、広い分野から圧倒的多数の大きな世論、慎重な声や、それから反対を求める世論がわき起こっているにもかかわらず、昨年 1 1 月に T P P 交渉参加へ強行し、関係国との協議を今、始めています。初めに T P P について主な問題点の中心、これについて、また、今後のあり方について述べておきたいと思えます。

1 点目は、T P P は食料と農林漁業に壊滅的打撃を与え、国民が生きていく土台を崩してしまう点であります。農林水産業を壊し、食料自給率を大幅に低下させ、大震災からの復興への希望まで奪うものであり、環境や国土など農林水産業の多面的役割も失わせてしまうことでもあります。しかも重大なのは、交渉参加自体が日本の食料である米を含む農産物などの関税撤廃を約束することが大前提になっているという点であります。

2 点目は、日本の国民の暮らしと、経済のあらゆる分野に既に国際的にも破綻したと言われているアメリカ型のルール、アメリカ中心のルールが押しつけられることでもあります。食の安全を脅かし、国民皆保険制度は崩され、医療の崩壊が進むことで、地元中小業者向けの官公受発注な

どまでI S D条項というもので困難になるという点であります。加えて自主共済も廃止に追い込まれ、労働法制の大改悪の引き金にもなりかねないという点であります。

3点目、T P Pは成長戦略どころか、地域経済と雇用、内需に大打撃を与えるという点です。今、進むべき道は国民の暮らしを応援し、内需主導への政治に切りかえ日本経済の健全な成長とつり合いのとれた発展を図ることです。この方向は国々の食料主権、経済主権を尊重した互惠平等の経済関係の発展を目指すことです。このような貿易ルールを確立し、金融自由化、これからヘッジファンドなど投機マネーの規制を行い、内需を温める政策に転換すべきです。そして、各国の主権を尊重した互惠平等な、対等な経済関係の発展を目指すべきではないのでしょうか。

T P Pは日本の国のあり方を根底から覆す極めて重大な問題であるのに、野田政権は国民的な議論も、また、交渉内容などの情報開示についても、ほとんど明らかにせず、強引に進めていることです。このことに私たちは厳しく批判するとともに、断固反対であることを述べておきたいと思えます。T P P参加で恩恵を受けるのは一部の輸出大企業だけであり、内需を一層冷え込ませ、外需頼みという円高体質の悪循環を一層ひどくすることになります。また、広い意味で日本経済を成長させるどころか、経済を破綻させる道だということも強調しておかなければなりません。そしてまた、今こそ国際的にも目覚めつつある経済主権、食料主権を尊重した公正で民主的な国家間の新しい経済秩序が求められていることです。私たち日本共産党はT P P参加反対の一点で、国民的協働を大いに進め、T P P参加措置のために全力を挙げて取り組む決意です。

私は最後に、4点を述べておきたいと思えます。一つ目は、このT P P問題は、これほど、国民的な全国的な各地で、また広い、いろんな分野の業界で、大変大きな慎重論、反対世論が広がっているにもかかわらず、異常なことに日本のマスメディア、大手メディア、テレビ新聞などですが、こぞってT P Pを歓迎する社説を載せていることです。国民の知る権利にしっかりこたえるべきだという点であります。

二つ目、民主党の野田政権は、国民の世論を無視して強引に関係国との協議を始めていますが、この交渉内容もほんの一部しか公開されていないことです。しかし、「天網恢々疎にして漏らさず」という言葉があるとおりに、情報は漏れるものです。外国メディアなど、いろいろなことが明らかになって、ますますT P Pは重大問題があることが明らかになってきています。

三つ目、私自身、考えなかったことですが、T P Pに参加した場合、この与謝野町でも地元住民や地元業者への支援策などがI S D条項によって、貿易障害とみなされるなら、アメリカなど大手の企業からでも、特別扱いは許されないと、訴訟の対象になり得るという点であります。このことは、京都府議会でももって議論の中でも出ており、T P P参加によって、京都の農業、経済にも重大な影響が生まれる。西陣織の命とも言うべき、原産国表示が貿易障害となる可能性があり、関税が撤廃されるなら、西陣友禅などの和装産業に一層大きな打撃になるということを発言しています。

最後に、四つ目、今先ほど述べたように、国際社会での大きな変化です。アメリカ中心、大国中心の世界から、世界の各地に地域国家が自立的、自主的な共同体組織をつくり上げ、国際社会の場、国連などで発言し、小さくない重要な流れをつくり出してきているという点です。この共同体が世界的危機の中で、各国の平等に立つ公正な成長や持続可能な発展などの理念を掲げ、協力を推進していることは、新たな国際経済秩序を目指すものとして注目されます。それは世界的

危機の領域の中への緩和するだけでなく、危機への対処を考える上でも大変示唆的であります。以上、述べたようにT P Pには非常に大きな問題があり、長い年月かけてつくり上げてきた日本のあり方まで覆すような、大変大きな問題を含んでいることであります。

以上、本請願に対する賛成討論といたします。ありがとうございました。

議長（井田義之） 次に、反対討論はありますか。
（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 賛成討論はありますか。
（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、請願第6号を採決します。

本請願に対する委員長報告は、採択すべきものとされております。したがって、本請願は委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（井田義之） 起立多数であります。

よって、請願第6号 T P Pへの参加反対の意見を求める請願は、委員長の報告のとおり採決することに決定しました。

次に、日程第4 意見書案第2号 環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉への拙速な参加表明に抗議し、国民への十分な説明を求める意見書（案）を議題とします。

本意見書案は、会議規則第13条第3項の規定により、産業建設常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 意見書案第2号、平成24年3月28日、与謝野町議会議長 井田義之様
提出者、与謝野町議会、産業・建設常任委員会委員長 浪江郁雄

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉への拙速な参加表明に抗議し、国民への十分な説明を求める意見書（案）

上記の議案を、別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

議長（井田義之） 提出者より提案説明を求めます。

8番、浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） 失礼します。それでは、意見書（案）について、提案説明を行います。

まず、意見書（案）を朗読させていただきます。

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉への拙速な参加表明に抗議し、国民への十分な説明を求める意見書（案）

野田総理はアジア太平洋経済協力会議（A P E C）首脳会議において、「環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加に向けて各国と協議に入る」と交渉参加表明をした。その後、T P P交渉参加に当たって国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや、日米両国政府の発表に矛盾が生じる等、T P Pをめぐる混乱に拍車がかかっている。

特に交渉において、国民皆保険制度については「断固、我が国の制度を守るため交渉する」と述べる一方、米関税については「守るべきは守る」と真意が疑われる発言をするなど、真の国益

を守る気概が感じられない姿勢が際立っている。

TPP交渉参加に当たっては、交渉で協議されている事項が何なのか、我が国の利点・不利となる点・国益上の危機が何か、いかなる対策を検討しているのかが、国民に示されていないばかりが、政府内の各省の試算がばらばらであることや、政府が正確な情報を出さないため、国民的議論が全く熟していない段階である。特にTPPは「聖域なき関税ゼロ」が前提であるとされているにもかかわらず、我が国がどのように対応するのかが不明確な中で参加表明に踏み切ったことは、拙速のそしりは免れない。

また、与野党を問わずAPECでの拙速な参加表明には慎重な意見が続出し、地方議会でも交渉参加に反対する意見書が相次いで可決される中、こうした声をないがしろにし、政府が交渉参加に踏み切ったことは極めて遺憾であり、農業を主たる産業とする与謝野町の立場から、本町議会は、政府のTPP交渉参加表明に、断固抗議するものである。

よって、政府におかれては、正確な情報や対応を国民に説明するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月 日

衆議院議長、参議院議長、以下各大臣、京都府与謝野町議会、という内容でございます。

先ほど、請願審査報告の中で賛成多数で請願を採択することに決定したと報告いたしました。不採択が1名ありましたが、委員会で採択しましたので、委員、全員でまとめ上げ、3月19日の委員会で、この意見書を決定し、本日、提案をさせていただいております。よろしくご審議いただきまして、全員の賛成をもちまして意見書として国に送っていただけますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより、浪江委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） 請願審査の中で、質問をすればよかったんですけども、ここでも同じような内容がはらんでいるので、何点か質問させていただきます。

産業建設常任委員会の中で、一つお聞きしたいのは、戦後、この資源のない日本が、ここまで成長できたのは、私は貿易のおかげであると、このように思うんですね。そういう認識の上に立って、この自由貿易というものが標榜されているんだろうというぐあいだと思うんですけど、そういう認識が委員会の中で持たれておったのかどうか、戦後この日本が栄えた、貿易のおかげで栄えたと、こういう現状を皆さんが認識されているかどうか、その点についてちょっとお尋ねします。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） ただいま質問がございました、この件は請願審査の中でも多く出ておりました。といいますのは、戦後からのこともですけども、これから日本が将来に向かって行くには、やはりこういったところに力を入れるべきだと、こういう意見は非常に強くございました。

しかしながら、この資料等によりますと、この貿易というのは日本のGDPの中でわずか10%であると、なおかつ、その中でも自動車、家電等というたら、その10%の中の15%、いわゆるGDPでいいますと1.5%程度というような資料も皆さん、目を通していただい

りますので、ご理解をいただいているというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） もう一つお伺いしたいのは、日本の中で内需の拡大が進んで需要が高まれば、それは、言うにこしたことはないと思うんですけど、今後の日本の現状を考えたときに、特に人口が減少していくと、こういう日本の社会ですよね。当然、企業としては海外に活路を求めていくと、これは当たり前のことだと思うんですね。そこで働いている方は非常に多いと思うんですね。大企業の中で働いている方、こういうことも考えた場合、雇用の問題も含めて大企業が生き残れる道としては、やはりこういう点も考えなければならないというような観点があると思うんですけど、その辺についてはどうですか。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） ただいまの質問に関しましては、こういう意見は、私は出ておったというふうに思います。しかしながら、企業、雇用に関しましては、例えば、このTPPが結ばれますと、その加盟国に企業が行って、そこで、その国の条件、同じような条件で使えるので、非常に安く使えると、ですから、この企業は日本から出ていくというのが懸念されている面がありますのと、また、人の行き来が自由になりますので、日本でも非常に外国人の方々の安い労働力を使われて、日本そのものの雇用が減っていくというようなことを指摘されている資料等もございます。こういったあたりは谷口議員、言われましたように、これからの日本を考えますと、やはり世界に打って出なだめだと、貿易をもっと盛んにしなければ、資源もない国ではやっていけないという意見は非常に多くございました。その反面、こういった、先ほど申しましたこともございますので、このあたりを、委員の皆さん、加味されて、こういった結論に至ったというふうに理解しております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） それと、ちょっと私が、認識がちょっと不足しているかもわかりませんが、現在、参加表明というのがきちとなされたのかどうか、最近、テレビを見ていないのでよくわからないんですけども、今の段階は入り口での駆け引きの段階だと、その辺が、はっきりしたら参加表明するんだという段階だというぐあいには聞いているんですけど、私は、それは当然したらいいと思いますよ、したらいいと思うんですけども、私の認識では、そういう認識なんですけども、その点についてはどうですか。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） 今質問ございました、この認識は恐らく委員それぞれ、まちまちであろうなというふうに思っております。と言いますのは、この報道におきましても、また先ほど申しましたけども、国会答弁等をちょっと調べましても、これがはっきりしないと、例えばあれは玄葉大臣だったかな、交渉に入ることを協議するための、決めるための協議とか、非常にわけのわからないことをおっしゃってあったり、また、あるこういった評論家等を調べてみますと、いやいや、もう交渉を前提とした協議なので、片足を突っ込んでいるようなもんだと、なかなか途中で帰って来るのは難しいであろうといったことを指摘されている方もおまして、今言われたようなことは、委員一人一人、受けとめ方にちょっと微妙な差があるのかなというふうに思っております。ただ、この件に関しては、非常に多くの議論が出まして、とりあえず今、参加と

いいですか、こういう交渉に入らなければ、後でものと言えないでありますとか、だめだったら、言われましたように帰ってきたらいいんだとか、まず、この協議に入るのは、これは必要だろう、その中で日本の言うべきことは言う、それでだめなら帰ってくればいいという意見が非常に多かったというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） この文面の中でも、不明確な中で参加表明に踏み切ったことは拙速のそしりを免れないと、私もそろそうだと思いますけどね、先ほど私が言ったようなことは、まだ、その前の段階で、やりとりをしているんだというようなことが、私の認識にあったもんですから、どうなんかなというぐあいちょっと思ったわけです。

それともう一つは、これもちょっとまだ、多分わからないんだろうと思うんですけど、参加した表明の後、日本にとって不利益だというぐあいに感じた場合は、脱会もできるというようなお話もあったりして聞くんですけども、その辺は確かめようがなかったのかどうなのか、その点についてお尋ねしたいと思うんですけど。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） そのあたりが非常に難しいところでございまして、何度も申し上げますように、我々非常に情報が限られております。報道等ネット、その報道に関しましても消費税が出てきてから、TPPが吹っ飛んでしまってなかなか報道等されませんし、ネット等を調べておりましたが、大体決まったような情報ぐらいしか、言ってる人が違っても入ってこない、それから先ほど言われました、不利益だったら脱会ですか、このあたりも先ほど申しましたように、まず、交渉に参加してと申しますか、協議に。今現在、協議に入っておりますので、実際問題、そういうことも加味しまして、こういう文面になったというふうに思っております。

17番（谷口忠弘） はい、わかりました。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） 2点質問をするわけですが、まず、この意見書のタイトルですね、環太平洋パートナーシップ協定交渉への拙速な参加表明に抗議し、国民への十分な説明を求める意見書というタイトルなんですけど、この請願の件名はTPPへの参加反対の意見を求める請願書ということで、非常によく似た内容ではあるんですけど、請願者のほうはTPPへの参加反対の意見、参加反対だという意見書ですね、これは非常に、この辺が我が町の委員会の能力の高いところかも知れませんが、非常に砕けた、環太平洋パートナーシップ協定交渉への拙速な参加表明には抗議すると、国民への十分な説明を求める意見書というふうに、非常に、この辺がテクニックが入っているわけなんですけど、この辺がどうなのか、この辺はどういうふうに協議された結果、こういうタイトルになったのか、直接、いうならば、TPPへの参加反対の意見書というのが率直な、ストレートな意見書ですね。これをあえて、このようなことにしてあるということは、何かもっと、先ほどいわゆる谷口議員がおっしゃったように大きな意味が、すべてが反対ではないんだと、ところが、そこにも、最後にも、本町議会は政府のTPP交渉参加表明に断固抗議するものである。この辺が非常に受け取り方によるんですけども、この辺の意図というものが何かあるのか、ないのか。たまたま偶然、こういったタイトルが使われたのか、そういった意図があって、当町議会

の中で採択に対する、不採択、採択、両方の意見もあり、非常に、いわゆる折衷案といいますか、非常に立派なタイトルでつくられた、その辺の何か案があるのか、ないのかということについて1点お聞きをいたします。

議長（井田義之） 浪江産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） ただいまの質問でございますけれども、この意見書案をつくるときに、提案説明の中で申しましたように、請願書の中で不採択1名ございました。そのほか4名は採択だったわけですが、この審議の中で非常に、このTPPが国益にかなうところもあるんじゃないかというような審議が多々というか、非常に多うございました。それから、委員の皆様は、最後の最後まで迷っておられるという状況であったこともたしかでございます。

それから、意見書のタイトルの件ですが、拙速な参加表明、というのは、きょうこの場でいろいろと申し上げておりますけれども、まず、国民的、すべての国民にとって、まだ、十分議論がされていない、これは文面にもあるわけですが、その下の十分な説明にもかかわるわけですが、果たして、じゃあTPPに加入すればどうなるんだということですね、メリット、デメリット、それが、それぞれ示されていない、政府のほうでは。

また、この中にございますように農林省がする試算と、それから国交省がする試算と、また内閣府のする試算がばらばらで、そういうばらばらでございます。なおかつ、政府与党の中でもまとまっていない状況が報道されております。自分のとこの中でさえまとまっていない中で、もちろん国民にも十分、議論もされておられませんし、まとまっていない中でちょっと参加交渉の協議を進めていることは、やはり拙速としか言いようがないということで、この文言をつけ加えたというふうでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 付託をされてから7回にわたる委員会での審議の結果、こういった答えを出されたということで、非常にご苦勞があったろうと思います。このタイトルを見ただけでも、相当、影の努力がうかがわれますので、もうこれ以上申しませんけれども、よくわかりましたです。ありがとうございました。

議長（井田義之） ここで時間も大分たちましたので、暫時休憩をいたします。

10時55分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時55分）

議長（井田義之） それでは、休憩を閉じて、本会議を再開します。

TPP意見書に対する質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

浪江委員長、お帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、意見書案第2号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立多数)

議 長（井田義之） 起立多数であります。
よって、意見書案第2号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への拙速な参加表明に抗議し、国民への十分な説明を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第5 諸般の報告を行います。
与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告をお願いいたします。
14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、与謝野町宮津市中学校組合議会の定例会の報告をさせていただきます。定例会は、2月29日に開催をされまして、付託されました案件は4件でございます。
まず一つは、専決処分の承認を求めることということで、中学校組合の職員の給与に関する条例の一部改正する条例の専決処分でございます。
それから二つ目は、中学校組合と、それから与謝野町との間の学校給食に関する事務の委託についてということで提案がされまして、賛成全員で可決をしております。
それから三つ目は、中学校組合の補正予算でございます。これは金額的には少ない金額でありますし、いわゆる科目移動ということで収支の新しい、新たな増減はございませんでした。
それから、最後に4点目は中学校組合の24年度の予算でございます。全体的には総額7,347万9,000円でございます。対前年から比べますと8,196万6,000円の減額でございます。この減額の大きな理由は、中学校の耐震の事業が完了したということで、大きく減額になっております。新たに新しく事業が取り入れられたのは、先ほど申しあげました給食事業が、これが一つ大きな特色として24年度の予算が編成をされております。
センターへの負担金1,700万円ほどの事業として計上をされておまして、全員賛成で可決をいたしました。
なお、一般質問が2人ございまして、1人は与謝野町議員の山添議員、それからもう1人は宮津市議会の松本議員のお二人の一般質問がありましたことを報告いたします。以上で報告とします。

議 長（井田義之） 諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。
以上で、与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告を終わります。
次に、日程第6 閉会中の継続審査（調査）申請書を議題とします。
3常任委員会と庁舎問題特別委員会から、審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が議長に提出されております。
お諮りいたします。
各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他すべての議案を議了いたしました。ここで、太田町長からあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町 長（太田貴美） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、2月27日の開会から本日まで31日間にわたり、平成24年度一般会計当初予算をはじめ各会計当初予算11件、補正予算8件、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案8件のほか、名誉町民の表彰議案1件、自治功労者の表彰議案2件ほか、都合35件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いし、全議案を原案どおりご議決いただきました。まことにありがとうございました。

中でも、与謝野町中小企業振興基本条例の制定につきまして、お認めをいただきましたので、今後におきましては、この条例の目的にも定めておりますとおり、町内中小企業者の振興について基本となる事項を定め、中小企業の振興に関する総合的な施策を推進するとともに、町民の皆様や各事業者、経済団体等と町がそれぞれの役割について、相互理解を深めることによりまして、町民の皆様の暮らし並びに調和した産業及び経済の発展をうながし、町民の皆様の生活の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、本定例会、先ほどでございますが、町民の皆様にご信頼され、存在感のある議会を築いていかなければならないという、そうした崇高な使命達成のため、議員提案によります与謝野町議会基本条例の制定が議決されました。この条例の制定によりまして、地方分権並びに地方自治の時代にふさわしい町民の皆様に、身近な議員の皆さんの活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項が定められ、情報公開及び町民参加を基本とする、そうした開かれた議会の実現に向け、皆様が安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与されるものというふうに思っております。

さらに、平成24年度一般会計当初予算におきましては、総合計画、基本計画の最終年度の予算であり、最重点課題であります安心・安全のまちづくりを着実に推進させていただきたいとの思いから、各種の事業を盛り込んでおりまして、お認めいただきました予算を適正かつ確実に執行し、町民の皆様の負託にこたえる施策を展開してまいりたいというふうに存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、東日本大震災の発生から1年を迎えた去る3月11日には、町内一斉の防災訓練には、大変多くの町民の皆様にご参加をいただきました。また地震発生時刻の午後2時46分に町内全域でサイレンを吹鳴し、町民の皆様とともに震災の犠牲となられましたみたまに黙祷をささげました。深甚なる哀悼の意を表し、今なお復興の途中にある被災地の皆様にご心を寄せて、一日も早い復興を願っているところでございます。

先日、30歳の成人式という、町を離れて、また、ことし30歳を迎えられた皆様の、ふるさとを思う私たちの声というものをちょうだいいたしました。その中で仙台市在住の方が、死ぬまで暮らしていけるふるさとがあること、帰るべきふるさとがあること、そんなことは当たり前だと思っていたけれどという中で、僕の隣には、ふるさとのすべてが波に飲まれ、ふるさとのすべてが放射性物質に汚染され、住みたくても住めない、帰りたくても帰れない、集まりたくても集

まれない、ふるさとを追い出された上に、福島だからという、わけのわからない理由で周囲から拒絶された、そんな人が今、僕の周りにはいっぱいいますということで、こうしたことを自分のふるさとに置きかえて、しっかりと考えていただきたいという思い、また、東北以外の人々には今なお、そういう人たちがいるということを感じてほしいという、そうしたメールが届いていたのが私ども、お聞きをいたしました。そんな中で、このかけがえのない与謝野町が、今後も、そうした中で持続可能な、みんなが安心・安全で暮らせる、そうした町になりますよう、皆様とともに頑張ってもらいたいというふうに思います。

そうして、この本定例会の会期中に飛び込んでまいりました、本町出身の木崎良子さんが、ロンドンオリンピック女子マラソン日本代表に選出されたことは、町にとりましても、この上ない名誉なことであり、この議会で名誉町民の表彰について、推薦の追加議案をご提案し、名誉町民として表彰することのご同意をいただきました。今後におきましても、町民の皆様とともに、町を挙げて応援をし、オリンピック本番ではロンドンの石畳の町をさっそうと駆け抜けて、世界じゅうを感動の渦に巻き込んでくれる走りを期待しております。

結びに本定例会を最後に、本日まで説明員として出席しておりました、太田商工観光課長、土田教育推進課長が、それぞれ旧町時代から新町合併という多難な時期を経て、長年の公務員生活を終えることになりました。ここにその多大な貢献に対して、心ばかりの感謝を申し上げたいというふうに存じます。ご苦労さまでした。

以上、本定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（井田義之） それでは、私のほうからもごあいさつを一言申し上げたいと思います。

第43回平成24年3月定例会の閉会の日を迎えました。本定例会2月27日に開会し、幼・小・中・高の卒園・卒業式や、先ほど町長からありました地震、津波の防災訓練など、多くの公的行事もあり、きょうまで1カ月の長い会期となりました。

木崎良子さんのオリンピック出場が決まり、そのお祝いとロンドンでの活躍を願うという気持ちも含め、合併後初の名誉町民が誕生いたしました。また、この後、表彰されます2名の方の自治功労者もあわせ喜ばしいことであります。もちろん3月定例会は、新年度の予算審議が主題であります。平成24年度の予算は、財政の大変厳しいと言われる中ではありましたけれども、一般会計で過去最高の112億円、また特別会計、企業会計を合わせると200億円を超える大きな予算が提案されました。議員の皆さんも申し合わせ事項による持ち時間を有効に活用していただき、要所、要所の質問をしていただきました。

また、一般質問も15名の方が登壇していただき、多岐にわたる質問がありました。今さら私が申し上げるまでもありませんけれども、予算、政治は単年度で終わるものではなく、町の今後、将来を大きく決めるものがたくさんあります。本定例会では提出議案、すべて可決いたしました。議員から出た多くの提言をしっかりと検証していただき、今後の町政にぜひとも反映していただきますよう、お願いをいたしておきたいと思っております。

さらに、本定例会では、中小企業振興基本条例が提案、可決されました。先ほど申し上げました将来に向かってという意味では、その最たる条例だと、私は認識をいたしております。理念条例ではありますけれども、活用、実用の仕方によっては、まちづくり条例になるものではないか

と考えています。町民の方々の理解と協力、行政の責務、企業の役割を多くの皆さんが理解をしていただき、町の活性化が実現することを願っております。また、議会では町民の方々からの請願を担当委員会でしっかりと審査、審議していただき、障害者総合福祉法の制定を求める意見書並びに、きょう確定していただきましたＴＰＰ協定交渉への参加表明に抗議し、十分な説明を求める意見書、２件を国会に提出をいたします。

与謝野町議会の憲法に等しい与謝野町議会基本条例が活性化委員会を中心に１年半の長きにわたり、検討に検討を重ねていただき、本定例会で制定の運びとなりました。このことも我々はしっかりと受けとめながら、実行していくという目的に向かって、心を新たにスタートしなければならないと考えております。その中の一つ、議会懇談会を試行的ではありますがありますけれども、今定例会中に旧町ごと３会場で実施をさせていただき、多くのご意見をいただきましたこと、この場をかりて町民の皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。

結びに、１カ月にわたる今定例会、質問と答弁のかみ合わない残念な場面もあったというふうに私自身は感じておりますけれども、皆さんのご理解とご協力により、無事終了いたしましたこと、この場をおかりして心より感謝を申し上げ、閉会のあいさつといたします。本当にありがとうございました。

会期を１日残しておりますが、これをもちまして第４３回平成２４年３月定例会を閉会します。長期間にわたり、大変お疲れさまでございました。

(閉会 午前１１時１３分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議 長

同 議 員

同 議 員